

《利用料金(1日あたり)》

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じた①サービス利用料金から、介護給付費等の給付額(全体額の9割)を除いた金額(全体額の1割=利用者負担)と②食費・光熱水費の合計金額を、利用者にお支払いいただきます。(別途、個別減免等の負担軽減措置がございます。)

①サービス利用料金(1単位=10.18円)

ご契約者の障害支援区分とサービス単位／日	生活介護					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
	1027単位	766単位	529単位	471単位	425単位	425単位

◎その他の加算

*リハビリテーション加算

1・リハビリテーション加算(Ⅰ)

頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されている者 48単位/日

2・リハビリテーション加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されている者 20単位/日

*福祉専門職員配置に関する加算

1・福祉専門職配置加算(Ⅰ)

社会福祉士、介護福祉士等の資格保有者が常勤の生活支援員の35%以上配置されている場合 15単位/日

2・福祉専門職配置加算(Ⅱ)

社会福祉士、介護福祉士等の資格保有者が常勤の生活支援員の25%以上配置されている場合 10単位/日

3・福祉専門職配置加算(Ⅲ)

生活支援員のうち、常勤で配置されている者の割合が75%以上である場合、もしくは生活支援員のうち、3年以上従事している者の割合が30%以上である場合 6単位/日

※福祉専門職配置加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)と福祉専門職配置加算(Ⅲ)は併給可能

*人員配置に関する加算

1・直接処遇職員を基準よりも多く配置(1.5:1)した場合 245単位/日

2・直接処遇職員を基準よりも多く配置(1.7:1)した場合 197単位/日

3・直接処遇職員を基準よりも多く配置(2.0:1)した場合 125単位/日

4・直接処遇職員を基準よりも多く配置(2.5:1)した場合 33単位/日

* 常勤看護職員等配置加算

所定単位数(8 単位/日)に常勤換算法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数

* 通院支援加算

医療的ケアが必要な者等への通院に係る支援を行った場合 17 単位/日(月 2 回まで)

※施設入所支援利用時に受診した回数と合わせて月 2 回までの加算とする。

《 施設入所支援 》(1 単位=10.20)

ご契約者の障害支援区分とサービス単位/日	施設入所支援					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
	295 単位	247 単位	198 単位	163 単位	133 単位	133 単位

◎その他の加算	医師の発行する食事箋に基づいた療養食を提供した場合	23 単位/日
	常勤の管理栄養士が栄養ケア計画を作成・記録・評価した場合	12 単位/日
	直接処遇職員を基準よりも多く配置 (4.0) した場合	39 単位/日
	医療的ケアが必要な者等への通院に係る支援を行った場合	17 単位/日(月 2 回まで)

※生活介護利用時に受診した回数と合わせて月 2 回までの加算とする。

② 食費等実費負担

利用されるサービスと料金	生活介護	施設入所支援
1. 食事に係る自己負担額 (1 日あたり)	昼食: 520 円	朝食: 456 円 夕食: 520 円
2. 光熱水費に係る自己負担額		10,000 円(月額)

* ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、光熱水費といたします。

* 生活介護、施設入所支援等については、平成 27 年 4 月の報酬改定により障害支援区分に応じた利用料(報酬単価)になります。なお、事業所の定員規模や施設規模によってサービス単価及び加算単価が異なる場合があります。

* 生活介護におけるリハビリテーション加算、施設入所支援における療養食加算については、個別加算となります。

* 施設入所支援を提供する利用者が、別の事業者の日中活動を利用する場合、昼食費は別の事業者へ直接支払っていただきます。

〔利用者が入院等された場合の対応について〕

* 利用者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。

(本書 6.「利用者が入院等された場合の対応について」、契約書第 13 条、第 14 条参照)

入院・外泊時加算(1 単位=10.20)

内容	入院・外泊時、1~8 日目	9 日目以降
1. サービス単位／日	272 単位	* 82 日を限度として 162 単位／日

地域区分の見直しにより年度毎で 1 単位の単価が変わります(施設入所支援の単価を適用)。

〔サービス利用の取り消し(キャンセル)について〕 (生活介護)

* 利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

* なお、サービス利用日の前日までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

《利用者負担の軽減について》

〔利用者負担に関する月額上限〕

○ 1 カ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり 4 区分の月額負担上限額が設定され(平成 22 年 4 月より低所得 1、2 の利用者負担が無料)、利用されたサービス量にかかわらず、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1カ月あたりの負担上減額
生活保護	生活保護受給者	
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用するご本人の収入が 80 万円以下の方	0 円
低所得 2	市町村民税非課税世帯	
一般 1	市町村民税課税世帯(20 歳未満)	9,300 円
一般 2	市町村民税課税世帯	37,200 円

○ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18 歳以上の障害者 (施設に入所する 18,19 歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する 18,19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯